

# 山梨県公報

第千二百十五号

平成十三年

八月二日

木曜日

## 目次

### 告示

富士山に関する県民等アンケート調査の実施……………四三三  
特定高山植物販売開始の届出……………四三三

### 公告

山梨県市町村職員共済組合の決算の公表……………四三四  
平成十三年度クリーニング師試験の実施……………四三六  
特定計量器の定期検査の実施……………四三六  
換地処分の実施(四件)……………四三八  
換地処分の届出……………四三八  
公安委員会……………四三八  
遊技機の型式の検定……………四三八

### 正誤

平成十三年六月二十八日付け第千二百五号中……………四四〇

## 告示

### 山梨県告示第三百六十一号

富士山に関する県民等アンケート調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十三年八月二日

山梨県知事 天野 建

#### 一 調査の目的

県民等を対象にアンケート調査を実施し、富士山の将来像や期待等を明らかにすることにより、富士山の環境保全対策の推進及び富士スバルラインへの法定外目的税の導入検討などについての基礎資料とする。

#### 二 調査事項

1 富士山のイメージに関する事項

2 富士山の開発と自然環境保全に関する事項  
3 富士山の自然環境保全対策の推進に関する事項

#### 三 調査の範囲

1 調査地域  
山梨県全域(富士山五合目を含む)

#### 2 調査対象

(1) 県内在住者から無作為に抽出した者九百人(富士箱根伊豆国立公園富士山地域在住者にあつては四百五十人、その他の県内地域在住者にあつては四百五十人)

(2) 県政モニター(二百七十人)

(3) 富士山五合目来訪者(五百人)

#### 四 調査の期日

平成十三年八月九日から同年九月三十日まで

#### 五 調査の方法

県内在住者から無作為に抽出した者及び県政モニターについては自計式調査とし、調査票の配布及び回収は郵送により行い、富士山五合目来訪者については他計式調査とし、調査員の聞き取りにより行つ。

### 山梨県告示第三百六十二号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第一項の規定による特定高山植物販売開始届の提出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年八月二日

山梨県知事 天野 建

氏名又は名称及び住所	営業所の名称及び所在地	販売しようとする特定高山植物の種類	開始予定年月日
財団法人明野村農業振興公社 北巨摩郡明野村 村上手五六〇番地	財団法人明野村農業振興公社直売所 北巨摩郡明野村 尾二四七一番地	キタダケソウ、キタダケキノボウゲ、キタダケトリカブト、クモイカグマ、キタダケデマ、モリ、キバナノアマツ、モリスウ、キバネマンテマ、メリソウ、アツモリソウ、カモメラン、ニホウチドリ、ホテイソウ、オウゴン、ホトケシヤジ、ホウオウシヤジ、ヒメシヤジ、チシマギキョウ、ユキワリソウ、クモイコザクラ、コマクサ、ハコメコメツツジ、チヨウジコメツツジ及びムシト	平成十三年八月二日

# 公 告

山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があつた。

平成十三年八月二日

山梨県知事 天 野 建

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二条）第二十一条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成十二年度の決算を次のとおり公表する。

平成十三年八月二日

山梨県市町村職員共済組合

理事長 小 沢 介 三

## 山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、平成12年度決算の要旨を公告する。

1. 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
6	37	20	46	109

2. 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

(単位：人・千円)

組合員の種別	一 般		市 町 村 長		特 定 消 防		任 意 継 続		合 計	
	長期	短期	長期	短期	長期	短期	—	短期	長期	短期
組合員数	9,164 (238)		63		729		230		10,186	
給料月額	2,865,326 (103,311)	2,869,659 (103,925)	38,897	44,460	236,007	236,044	—	68,112	3,140,230	3,218,275
一人当たりの給料月額	313 (434)	313 (437)	617	706	324	324	—	—	308	316

(注) ( ) 欄には、特別職等について内書きした。

3. 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	計
人 員	9	5	5	2	4	25

4. 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形	基 礎 年 金 支 払
<b>( 収 入 )</b>									
負担金	1,677,334	7,330,133	87,847	149,088					
介護分	100,532								
掛金	1,669,953	3,919,780		148,401					
介護分	100,490								
施設収入・商品売上					74,592				
基礎年金交付金		1,267,383							
利息及び配当金	8,557	908,498	380	4,795	188	400,456	7		
介護利息	10								
その他収入	222,316	16,962	291	39,319	785	78	292,939	92	306,636
他経理から繰入金			29,374		1,006,000				
前年度繰越支払準備金	355,455								
前年度繰越長期給付積立金		45,916,196							
計	4,134,647	59,358,952	117,892	341,603	1,081,565	400,534	292,946	92	306,636
<b>( 支 出 )</b>									
給付金	2,128,116	7,807,764							
役員給与			68,582	41,178	43,913	15,606	26,567		
旅費・事務費			7,174	5,076	1,961	1,663	1,968		
商品仕入					1,238				
飲食材料費					15,338				
委託費			518	6,807		36			
支払利息						207,194	242,453	92	
連合会払込金	72,877	921,453					17,531		
連合会拠出金	64,497								
老人保健拠出金	836,069								
退職者給付拠出金	357,483								
介護納付金	208,998								
基礎年金拠出金負担金		2,554,212							
他経理へ繰入金	14,687	14,687		1,006,000					
その他支出	48,631		25,720	181,145	52,580	4,817	17,607		306,636
次年度繰越支払準備金	349,628								
次年度繰越長期給付積立金		48,060,836							
計	4,080,986	59,358,952	101,994	1,240,206	115,030	229,316	306,126	92	306,636
差引当期利益金		0	15,898	△ 898,603	966,535	171,218	△ 13,180	0	0
差引当期短期利益金	56,609								
差引当期介護利益金	△ 2,948								
年度末支払準備金	349,628								
年度末長期給付積立金		48,060,836							
年度末資本剰余金			500		11,451				
年度末利益剰余金	517,055		80,898	571,765	1,857,219	403,155	82,381		

平成十三年度クリーニング師試験の実施  
 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。  
 平成十三年八月二日

一 試験日時 山梨県知事 天 野 建  
 平成十三年十月十日（水）午前九時

二 試験場所  
 甲府市中小河原町四百三番地の一 雇用・能力開発機構山梨職業能力開発促進センター

三 受験資格  
 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者  
 2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者  
 3 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者  
 4 クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項各号のいずれかに該当する者

四 受験手続  
 1 提出書類  
 (-) 受験願書  
 (二) 履歴書  
 (三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類（地方厚生局長の認可を受けた者はその認定書の写し）  
 (四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十・五センチメートル、横八センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの）一枚  
 2 受験手数料  
 七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）  
 3 受験願書受付期間  
 平成十三年八月二十日（月）から同年八月二十九日（水）まで（県の休日を除く。）ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、八月二十九日までの消印のあるものは有効とする。

受験願書等の提出先  
 4 受験願書等は、営業所の所在地又は住所を所管する保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課（甲府市丸の内二丁目六番一号）に提出すること。  
 五 試験科目  
 1 学科試験  
 (-) 衛生法規に関する知識  
 (二) 公衆衛生に関する知識  
 (三) 洗濯物の処理に関する知識  
 2 実地試験  
 洗濯物の処理に関する技能  
 6 問い合わせ先  
 受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四八八）に問い合わせること。  
 特定計量器の定期検査の実施  
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成十三年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 平成十三年八月二日  
 山梨県知事 天 野 建

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	区域
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五十二条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり	平成十三年九月三日	午前十時から午後三時まで	富士吉田市立産業会館	富士吉田市
	平成十三年九月四日	同	同	同
	平成十三年九月五日	同	同	同
	平成十三年九月六日	同	同	同
	平成十三年九月七日	同	同	同
	平成十三年九月十日	午後一時半から午後十時まで	JAフルーツ山梨	山梨市

平成十三年九月十一日	午前十時から 正午まで	八幡公民館	同
平成十三年九月十二日	午後一時半から 午後三時まで	J Aフルーツ山梨 後屋敷支所	同
平成十三年九月十三日	午前十時から 午後三時まで	J Aフルーツ山梨 加納岩支所	同
平成十三年九月十七日	同	J Aフルーツ山梨 日下部支所	同
平成十三年九月十八日	同	山梨市役所	同
平成十三年九月十九日	午前十時から 正午まで	松里公民館	塩山市
平成十三年九月二十日	午前十時から 午後三時まで	塩山市老人福祉センター 塩山市塩山北中学校	同
平成十三年九月二十一日	同	塩山農業協同組合	同
平成十三年九月二十七日	午前十時から 正午まで	梨北農業協同組合 清哲支所	同
平成十三年十月二日	午後一時半から 午後三時まで	梨北農業協同組合 大草支所	葎崎市
平成十三年十月三日	午前十時から 正午まで	梨北農業協同組合 中田支所	同
平成十三年十月四日	午後一時半から 午後三時まで	梨北農業協同組合 藤井支所	同
平成十三年十月五日	午前十時から 午後三時まで	葎崎市役所	同

平成十三年十月九日	午前十時から 正午まで	大月市役所笹子出張所	大月市
平成十三年十月十日	午後一時半から 午後三時まで	大月市役所七保出張所	同
平成十三年十月十一日	午前十時から 正午まで	大月市役所富浜出張所	同
平成十三年十月十五日	午前十時から 午後三時まで	大月市役所梁川出張所	同
平成十三年十月十六日	午前十時から 正午まで	真木公民館	同
平成十三年十月十七日	午後三時から	大月商店街協同組合	同
平成十三年十月十八日	同	同	同
平成十三年十月二十一日	午前十時半から 正午まで	都留市宝コミュニティセンター	都留市
平成十三年十月二十三日	午前十時半から 午後三時まで	都留市東桂コミュニティセンター	同
平成十三年十月二十四日	同	都留市壬生コミュニティセンター	同
平成十三年十月三十日	同	都留市文化会館	同
平成十三年十一月一日	同	同	同
平成十三年十一月二日	午前九時から	特定計量器の所在	今期検査

皮革面積計	平成十三年十一月二日から平成十四年三月三十一日まで(県の休日を除く)	午後四時まで	の場所(特定計量器検査規則)平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る	を実施する市の区域全般
	平成十三年十一月二日から平成十四年三月三十一日まで(県の休日を除く)	午前九時から午後四時まで	山梨県計量検定所(平成十二年十一月一日までに検査を行わなかつた場合に限る。)	甲府市を除く県下全域
			特定計量器の所在の場所(特定計量器検査規則)平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る	

換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、  
 県営圃場整備事業(明野地区厚芝第一工区)の換地処分を平成十二年四月二十五日実施した。

平成十三年八月二日

山梨県知事 天 野 建

換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、  
 県営圃場整備事業(高根地区旭西久保工区)の換地処分を平成十二年十二月七日実施した。

平成十三年八月二日

山梨県知事 天 野 建

換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

県営圃場整備事業(高根地区東井出仲林工区)の換地処分を平成十三年二月一日実施した。

平成十三年八月二日

山梨県知事 天 野 建

換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、  
 県営圃場整備事業(高根地区東井出常磐工区)の換地処分を平成十三年二月一日実施した。

平成十三年八月二日

山梨県知事 天 野 建

換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高根町長から換地処分をした旨の届出があつたので、  
 同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年八月二日

山梨県知事 天 野 建

一 地区名

高根町箕輪堤前地区

二 換地処分をした年月日

平成十二年六月九日

三 換地処分をした土地の権利者数

二十人

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百一十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあつた遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年八月一日までとする。  
平成十三年八月二日

山梨県公安委員会  
委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式	概要		検定番号
		遊技機の種類及び区分	型式名	
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第五号	トーフ2	株式会社 ネット	一四〇二三五
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第五号	メガクラ イシス	株式会社 ネット	一四〇三三〇
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第五号	トリンプル ST	株式会社 ネット	一四〇一八四
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第五号	トーフォ ヤコ	株式会社 ネット	〇四〇四五四
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRUF Rキッズ	サミー株式会社	一〇〇二四〇
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤寿雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRキユ Iテイイ Hニ	株式会社 ミズホ	一〇〇二二〇
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤寿雄	ぱちんこ遊技機	CR燃え よ龍神拳	株式会社 ミズホ	一〇〇一四九

東京都江東区有明三丁目一番地二五	規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	R		
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤寿雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR燃え よ龍神拳 V	株式会社 ミズホ	一〇〇一四八
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤寿雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR燃え よ龍神拳 F	株式会社 ミズホ	一〇〇二〇六
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号ロ(別表第三種特別電動役物)	CRフア イヤール2	株式会社 ニューギン	一二〇二六六
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府東大阪市荒川三丁目一〇番七号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRゴイ ターボス F	株式会社 藤商事	一〇〇二五五
株式会社サンセイアールアンドエー 代表取締役 志男 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一三番一三三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR必勝 ガイドU T	株式会社 サンセイアールアンドエー	一〇〇二四二
コナミパライエンタテインメント株式会社 代表取締役 木戸秀二 東京都新宿区西新宿一丁目六番一号	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第一種特別電動役物)	ビッグフ ヌンV	コナミパライエンタテインメント株式会社	一四〇一八八

コナミパ ーラーエ ンタテイ ン株式 会社 代 表取締 役 木戸秀 二 東京都 新宿区 西新宿 一丁目 六番一 号	回胴式 遊技機 規則第 六条第 二五号 (別表 第五)	コナミ パ ーラー エン タテイ ン株式 会社	一四〇 三二八
株式会社 平和 代 表取締 役 中島潤 群馬県 桐生市 広沢町 二丁目 三〇一 四番地 の八	ぱちん こ遊技 機規則 第六条 第一号 イ(別 表第二 )第一 種特別 電 動役 物	ツタ ー・マ ヤ ンX1 平和 株式 会社	一〇〇 二六〇

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十三年六月二十八日掲載の一般競争入札についての公告中

三六六 下 終わりが〇三 1:30PM August 17,2001 1:30PM August 30,2001